

# 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙執行規則

平成19年2月1日

規則第2号

(総則)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合の広域連合長の選挙（以下「選挙」という。）に関し、秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月16日秋田県知事指令市町村第1990号許可。以下「規約」という。）第12条第1項から第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙に関する事務は、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局が管理する。

(選挙人名簿の作成)

第3条 広域連合の事務局は、選挙人名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(選挙長)

第4条 選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める選挙に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第5条 選挙長は、本人の承諾を得て、3人以上の選挙立会人を選任し、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙の告示等)

第6条 選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、場所及び候補者の届出の受付日（以下「候補者の受付日」という。）を、少なくとも候補者の受付日の7日前に告示し、併せてこれを規約第2条に定める関係市町村（以下「関係市町村」という。）の長に通知しなければならない。

2 前項の候補者の受付日は、選挙の期日の7日前とする。

(候補者の届出)

第7条 候補者になろうとする者は、候補者の受付日に、郵便等によることなく、候補者届出書（様式第2号）でその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 選挙人名簿に登録された者が他人を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、候補者の受付日に、郵便等によることなく、候補者推薦届出書（様式第3号）でその推薦の届出をすることができる。ただし、同一の選挙において、2人以上の者を推薦することができない。

3 第1項及び第2項の規定による候補者又は推薦の届出者に代わりその代理人が候

補者届出の手続きをするときは、届出書類に候補者届出事務代行証明書（様式第4号）を添えなければならない。

（候補者の受付日の受付時間）

第8条 候補者の受付日の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

（関係市町村の長への通知）

第9条 選挙長は、第6条第1項及び第2項に規定する候補者の届出の受付終了後、直ちに候補者名簿（様式第5号）を作成し、関係市町村の長に通知しなければならない。

（投票）

第10条 選挙は、規約第12条第1項の規定により、投票で行う。

2 投票は、無記名の自書式投票により1人1票に限る。

3 投票に、2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

4 投票所は、規約第12条第2項の規定により、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

5 投票所は、午前9時に開き、午後4時に閉じる。

6 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

7 選挙人は、選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。

8 投票用紙（様式第6号）は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

9 選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の候補者1人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

10 選挙長は、投票録（様式第7号）を作り、投票に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

（期日前投票）

第11条 選挙の当日に公務等に従事すると見込まれる選挙人の投票については、前条第6項の規定にかかわらず、候補者の受付日の翌日から選挙の期日の前日までの間（秋田県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）に、広域連合の事務局において、行わせることができる。

2 前項の投票に、2人の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

3 前条第5項の規定は、第1項の投票にこれを準用する。

4 選挙長は、期日前投票録（様式第8号）を作り、投票に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

（不在者投票）

第 12 条 選挙人で、前条第 1 項の投票の開始日から選挙の当日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれる選挙人の投票については、第 10 条第 6 項から第 9 項までの規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により郵便で投票をしようとする選挙人は、選挙の期日の前日までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに（候補者の受付日前に請求を受けた場合は、当該候補者の受付日以後直ちに）選挙人に直接に交付し、又は郵送しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙長に対し、選挙の当日の投票所閉鎖前に投票が到達するように郵送しなければならない。

5 前項の規定による投票の送致を受けたときは、選挙長が保管し、選挙の当日、投票箱を閉じる前に投票用封筒を開いて直ちに投票用紙を投票箱に入れなければならない。

（開票）

第 13 条 選挙長は、3 人以上の選挙立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

3 開票所は、選挙長の指定した場所に設ける。

4 開票は、投票の当日に行う。

5 選挙長は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

（無効投票）

第 14 条 選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いていないもの

(2) 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの

(3) 一投票中に 2 人以上の候補者の氏名を記載したもの

(4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

(5) 候補者の氏名を自書しないもの

(6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(7) 白紙のもの

（選挙会）

第 15 条 選挙長は、選挙会を開き、3 人以上の選挙立会人立会の上、得票総数を計算しなければならない。

- 2 選挙会は、選挙長の指定した場所で開く。
- 3 選挙会は、投票の当日に行う。
- 4 選挙長は、選挙録(様式第9号又は様式第10号)を作り、選挙会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第16条 開票の事務は、選挙会の事務と合同して行うものとする。

- 2 開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載するものとする。

(当選人)

第17条 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(無投票当選)

第18条 第6条第1項及び第2項の規定による届出のあった候補者が一人であるとき又は一人となったときは、投票は、行わない。

- 2 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を関係市町村の長に通知し、併せてこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の場合においては、選挙長は、第15条第3項の規定にかかわらず、速やかに選挙会を開き、選挙立会人立会の上、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(告知及び告示)

第19条 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の公職名及び氏名を告示しなければならない。

(当選の効力の発生)

第20条 当選の効力は、前条の規定による告示により生ずるものとする。

(選挙結果の報告)

第21条 選挙長は、当選人が定まったときは、速やかに関係市町村の長に選挙の結果を報告しなければならない。

(選挙録その他関係書類の保存)

第22条 選挙長は、投票の有効無効を区別し、投票録及び選挙録と併せて、当選人の任期の間、保存しなければならない。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月2日から施行する。

附 則 (平成21年4月20日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（選挙人名簿）（第3条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
選挙人名簿

公 職 名	氏 名	住 所	生年月日	性別	対照	備考

様式第2号（候補者届出書）（第7条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
候補者届出書

公 職 名			
(ふりがな) 候 補 者 氏 名		性別	
住 所			
生 年 月 日	年	月	日
備 考			

上記のとおり立候補の届出をします。

平成 年 月 日

氏 名

印

秋田県後期高齢者医療広域連合 選挙長 様

様式第3号（候補者推薦届出書）（第7条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
候補者推薦届出書

公 職 名			
(ふりがな) 候 補 者 氏 名			性 別
住 所			
生 年 月 日	年	月	日
備 考	1 候補者の承諾書添付		

上記のとおり関係書類を添えて推薦の届出をします。

平成 年 月 日

推薦届出者 住 所

公職名

氏 名

年 月 日 印 日生

秋田県後期高齢者医療広域連合 選挙長 様



様式第 4 号（候補者届出事務代行証明書）（第 7 条関係）

候補者届出事務代行証明書

代行者

住 所

氏 名

上記の者は、平成 年 月 日執行の秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙において、私に代わって候補者届出に関する事務を行うものであることを証明します。

平成 年 月 日

候補者（推薦の届出者）氏名

印

様式第5号（候補者名簿）（第9条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
候補者名簿

届出受 理番号	公 職 名	ふりがな 候補者の氏名	備考

<table border="1"><tr><td data-bbox="272 376 560 432">候補者氏名</td></tr><tr><td data-bbox="272 432 560 1032"></td></tr></table>	候補者氏名		<p>平成 年 月 日 執行</p> <p>秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙投票用紙</p> <p>秋田県後期高齢者医療広域連合</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
候補者氏名			

様式第7号（投票録）（第10条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
投票録

1 投票所開設場所			
2 選挙立会人	氏名	立会時間	時 分から 時 分まで
	氏名	立会時間	時 分から 時 分まで
	氏名	立会時間	時 分から 時 分まで
3 投票所開閉時刻	時 開 始		時 閉 鎖
4 投票の状況	選挙人名簿 登録者数	投票者数	
		投票所での 投票者数(A)	不在者投票 者数 (B)      総 数 (C) = (A) + (B)
5 投票所事務 従事者	秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員 人		

平成 年 月 日 調製

選挙長 氏 名

われわれは、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

様式第8号（期日前投票録）（第11条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
期日前投票録

1 期日前投票 年 月 日	平成 年 月 日		
2 期日前投票所 設置の状況	(1) 期日前投票所 開設場所		
	(2) 期日前投票所 を設ける期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
3 選挙立会人	氏 名	立会時間	時 分から 時 分まで
	氏 名	立会時間	時 分から 時 分まで
4 期日前投票所 開閉時刻	時 分 開 始 時 分 閉 鎖		
5 投票の状況	投票者数		
	人		
6 期日前投票所 事務従事者	秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員		人

平成 年 月 日 調製

選挙長 氏 名

われわれは、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

様式第9号（選挙録）（第15条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
選挙録

1 選挙会開設場所					
2 選挙立会人	氏 名				
	氏 名				
	氏 名				
3 選挙会開閉時刻	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
	時 分 開会	時 分 閉会			
4 開票の結果					
(1) 投票の内訳	投票者数	投票総数 (B) + (C) = (A)	有効投票 (B)	無効投票 (C)	
				無効投票率 (C) / (A)	%
(2) 無効投票の内訳	(種別に記載)			計	票
5 選挙の結果					
当選人等の得票総数	別紙のとおり				
6 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏 名			事 由	
7 選挙会事務従事者	秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員 人				

平成 年 月 日 調製

選挙長 氏 名

われわれは、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

様式第 10 号（選挙録「無投票用」）（第 15 条関係）

平成 年 月 日執行 秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙  
選挙録

1 選挙会開設場所			
2 選挙立会人	氏 名		
	氏 名		
	氏 名		
3 選挙会開閉時刻	平成 年 月 日 時 分 開会	平成 年 月 日 時 分 閉会	
4 無投票の事由	届出のあった候補者数が当該選挙における選挙すべき数を 超えないため		
5 当選人	公職名	氏 名	備 考
6 当選人となるべき候補者で当選人の決定を受けなかったもの	氏 名	事 由	
7 選挙会事務 従事者	秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員 人		

平成 年 月 日 調製

選挙長 氏 名

われわれは、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

選挙立会人 氏 名

様式第9号（別紙）

当選人及びその他の候補者の得票総数

得票順位	得票総数	当落の別	公職名	氏名	備考



参考資料（第7条関係）

承 諾 書

平成 年 月 日執行の秋田県後期高齢者医療広域連合長選挙における候補者となることを承諾します。

平成 年 月 日

住 所

公職名

氏 名

印

推薦届出者

様